

河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程（昭和 46 年岩手県訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(河川監理員)</p> <p>第 2 条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td>所長、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	[略]		広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	[略]		<p>(河川監理員)</p> <p>第 2 条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td>所長、管理用地課長、工務課長、<u>特命課長</u>その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	[略]		広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長、 <u>特命課長</u> その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員	[略]	
出先機関	職 員																
[略]																	
広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																
[略]																	
出先機関	職 員																
[略]																	
広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長、 <u>特命課長</u> その他の河川管理に関する事務(用地に係る事務を除く。)を担当する職員																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。